

企業繁栄のアドバイザー

未来税務会計ニュース

[1] 3月15日 確定申告ご協力お願いします。
※コロナ禍により(期限4月15日まで)

コロナ禍により、今年も確定申告期限が1ヶ月延長になりました。4月15日が期限ですが、当事務所は3月15日までとさせていただきます。3月は3月決算法人が多いことと、1月から年末調整・償却資産・確定申告と続きまして、毎月の巡回監査が遅れておりますので3月決算法人対策は3月31日までに完了しないと効果がありません等色々と残務処理もありますので3月15日で終了させていただきます。何卒ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

詳しいことは、別紙資料「報道発表資料 令和3年2月2日 国税庁」をご覧くださいませ。

[2] コロナに負けず確定申告、納税してくださいまして
ありがとうございます。

①コロナ禍により売上激減、納税額はありません、申告もしたくないかもしれませんが、真面目に申告して下さる皆様に、感謝申し上げます。事業上の損失は3年間純損失の繰越控除が出来ますので、必ず申告をしておきましょう。

②コロナ禍により...

	法人	個人
持続化給付金	最大 200 万円	最大 100 万円
家賃支援給付金	最大 600 万円	最大 300 万円
熊本県事業継続支援金	最大 20 万円	最大 10 万円
持続化補助金等	最大 150 万円	
経営継続補助金	最大 150 万円	
雇用調整助成金	1日1人あたり 15,000 円まで	
高収益作物次期作支援交付金	花卉 80 万円、果樹 25 万円、他 5 万円/10a	
働き方改革推進支援助成金	上限 100 万円/テレワークを新規導入する場合	
雇用維持奨励金	一律 10 万円	
熊本県休業要請協力金	一律 10 万円	
IT 導入補助金	最大 450 万円	
飲食店時短要請協力金	最大 84 万円/1 店舗あたり	

色々な給付金等が市町村によっても違います。これらの給付

金等を事業所得に計上した結果、法人税や所得税が課税されております。申告をして税金を支払ってありがたいことと感謝されている方がおられます。一方何ら給付金等を受けていなくて、所得税を納付されている方もおられます。いずれにしても申告されていることです。金は天下の廻りものと言いますが、税金がコロナ禍によって生活に困っている人々へ還元されますことは、税金の使い方としては大変意義のあることです。どうか確定申告お早めにお願い申し上げます。



[3] 今後日本はどのような？

①コロナ禍の対応の為に国は歳出していますが、国の財政状態は借入金(国債)発行残高が1,000兆円以上等借入金ばかり、新聞・テレビ等で発表されていますが、プラスの資産もあるはず。『本当の資産－負債＝利益 △損失借金』はいくらあるのですか。ズバリ 591兆です!!



②令和3年1月財務省主計局が発表した令和元年度(国の財務書類貸借対照表)は、
資産 681 兆円 - 負債 1,273 兆円 = 損失 591 兆円
(別紙参照のこと) → ここだけテレビ・新聞等という

③企業の会計学で見れば、ズバリ 591 兆円、約 600 兆円を 100 年で返済すれば毎年 6 兆円返済すればよい。
然し 6 兆円のうち減価償却 5 兆円であるから実際 1 兆円である。そうであれば、1 兆円歳入を増加するか、歳出を削減すればよい。歳入の増加は法人税を上げたらよい。所得金額に対する法人税率は、平成元年が 50% 近くあったのが令和元年 30% 位になっているので、40% 位にすると 5~6 兆円税収確保が出来るのである。法人税や所得税は所得がないならば課税されない、赤字の人や法人からは課税できないので理論的にわかりやすい。これに対して、消費税は所得のない人や法人であっても、物の消費や役務に対する提供に課税される。だから消費税率が上がれば上がる程、所得のない人、少ない人でも課税納税しなければならず、益々生活は苦しくなっていくばかりである。コロナ禍により日本経済が落ち込んでいる時。経済を建て直すには
＜ズバリ消費税を廃止することが国民の幸せになるのである＞

次月号で述べます。



~~ 3 月の 税 務 ~~

○3月10日

2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

○2月1日から3月15日まで(4月15日まで延長)

令和2年分贈与税の申告

○2月16日から3月15日まで(4月15日まで延長)

令和2年分所得税の確定申告

○3月31日(4月15日まで延長)

個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告

// 昨年に引き続き、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が令和2年分所得税の確定申告期間(令和2年2月16日~3月15日)と重なることを踏まえ、申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告期限・納付期限について、全国一律で令和3年4月15日(木)まで延長されました。これに伴い、振替納税を利用されている方の振替日も延長されています。

○振替日

申告所得税→令和3年5月31日(月)

個人事業者の消費税→令和3年5月24日(月)

延長にはなっておりますが、当事務所では通常通り3月15日までの申告期限で進めて参りますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。なお、やむを得ない事情がある場合は、担当者にご相談ください。



~~ 今後も増える!?在宅勤務に係る費用について ~~

まだ先の見えない新型コロナ、従業員の在宅勤務の手当や必要な経費は、経費になるのか? 給与として所得税が課税されるのでしょうか?

問1// 企業が従業員に在宅勤務手当を支給した場合は、従業員の給与として課税する必要はありますか?

答え// 在宅勤務に通常必要な費用について、その費用の実費相当額を精算する方法で、企業が従業員に対して支給する一定の金銭については、従業員に対する給与として課税する必要はありません。

なお、企業が従業員に在宅勤務手当(渡切りで支給など)を支給した場合は、従業員に対する給与として課税する必要があります。

問2// 在宅勤務を開始するにあたり、企業が従業員に事務用品等(パソコン等)を支給した場合は、従業員の給与として課税する必

要はありますか？

答え// 企業が所有する事務用品等を従業員に貸与する場合には、従業員に対する給与として課税する必要はありませんが、企業が事務用品等を従業員に支給した場合(所有権が従業員に移転した場合)には、従業員に対する現物給与として、課税する必要があります。

問3// 在宅勤務に通常必要な費用を精算する方法による場合には、従業員に対する給与として課税する必要はないとのことですが、その方法とはどのようなものですか？

答え// 在宅勤務手当としてではなく、企業が在宅勤務に通常必要な費用を精算する方法により従業員に対して支給する一定の金銭については、従業員に対する給与として課税する必要はありません。

① 従業員へ貸与する事務用品等の購入

イ 企業が従業員に対して、在宅勤務に通常必要な費用として金銭を仮払いした後、従業員が業務のために使用する事務用品等を購入し、精算する方法

ロ 従業員が業務のために使用する事務用品等を立替払いにより購入した後、精算する方法

② 通信費・電気料金

例 【算式】 業務の為に使用した通信費

基本料4,000円、業務の為の通話料1,000円の場合

$4,000 \times 15 \text{日} / 30 \text{日} \times 1/2 = 2,000 \text{円}$

$2,000 + 1,000 = 3,000 \text{円}$ が費用負担部分となります。

※ 15日は、在宅勤務をした日数

$1/2$ は、 $(1 \text{日} 24 \text{時間} - \text{平均睡眠時間} 8 \text{時間}) = 16 \text{時間}$ (活動時間) 就業時間 8時間 よって、 $8/16 = 1/2$

いずれにしても、費用負担をした根拠が必要となります。

緊急事態宣言による一時支援金の支給

令和3年1月14日より熊本独自で行われた緊急事態宣言に伴い、売上に影響を受けた方が沢山いらっしゃると思います。

そこで、次の要件を充たした方には最大で40万円(個人は20万円)支給される一時支援金が熊本県より2月5日に発表がありました。(尚、申請等は3月より開始予定)

~~~~~要件~~~~~

①又は②により、本年1月又は2月の売上が前年1月又は2月の売上高より**50%以上減少**していること

①時短要請の飲食店と直接・間接の取引があること

(農業者・漁業者・飲食料品・割り箸・おしぼりなど飲食業に提供される財・サービスの供給者を想定)

②不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこと(旅館・土産物屋・観光施設・タクシー事業者等の人流減少の影響を受けた者を想定)

~~~~~

支援額の計算は、前年1月及び2月の事業収入(前年同月比50%以上減少の月の事業収入×2)

※法人は40万円、個人は20万円を上限

毎月の巡回監査遅れてすみません

1月から3月15日まで、税理士法人 未来税務会計事務所 年末調整、償却資産申告、代表社員(熊本) 西田 尚史 確定申告等が続き、皆様に代表社員(川内) 鍋 清見 大変ご迷惑お掛け致しております。3月19日を過ぎましたら早急にお伺いさせていただきます。特に3月決算法人のお客様は打合せもごさいますので何卒宜しくお願い申し上げます。

また、3月16日~18日まで臨時休業いたします。ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いいたします。m(_)_m



今月も無料個別相談会を開催します！

当事務所では、相続・事業承継に関する様々な疑問にお答えするために、個別相談会を開催致します。

日時:令和3年3月24日(水)及び3月31日(水)

11:00~16:00の時間

※上記の時間帯は先着順での受付となるため、ご希望の時間帯に沿えない場合がございます。予めご了承ください。

※上記日程以降も毎月個別相談会を開催予定としております。また、電話相談は正確なアドバイスができませんので、一切行っておりません。この機会に是非ご参加下さいませ。

毎週水曜は無料相談日



チラシ配布希望者は担当者まで♪

製作・発行:税理士法人 未来税務会計事務所
〒862-0933 熊本県熊本市東区小峯1-1-106
Tel:096-368-2030 / Fax:096-368-4639
<http://www.mirai-town.net/>



企業シリーズ:285

龍田ゴルフ練習場

TATSUDA GOLF



コロナ禍でゴルフ人口が増えているというのはご存じでしょうか?3密を避けつつ日頃の運動不足やストレスの解消につながる屋外スポーツのゴルフに今注目が集まっているようです。この機会にあなたもゴルフを始めてみませんか?まだまだコロナの影響は続きそうですが、Withコロナとして上手にストレスを発散していきましょう!

-営業案内-

打ち放題

	平日	土・日・祝		延長
時間	3時間	1時間	3時間	3時間以上1時間ごと
ビジター	1,000円	1,000円	1,200円	300円
メンバー	800円	800円	1,000円	

営業日 年中無休(元旦のみ休業)

平日 午前8:00 ~ 午後10:00

土・日・祝 午前8:00 ~ 午後10:00

※2階打席:100円割引

※女性及び高校生以下:メンバー料金

※メンバー年会費:5,000円

※貸しクラブ:1本100円

54打席(左打席有り)・バター(ベントグリーン)・アプローチ・バンカー完備、貸しクラブもある為道具を持ってない方でも大丈夫です♪

お気軽にお問合せ下さい。Tel:096-338-0966